# 意見の整理

(知的財産を活用した産学官連携の推進、

優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進)

2006年3月9日 知的財産戦略専門調査会

本資料は、第27回、第28回の本専門調査会において専門委員から頂いた 意見及びその後に専門委員から頂いた意見のうち、「知的財産を活用した産学官 連携の推進」「優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」に関連するも のを項目別に整理したものである。

# . 知的財産を活用した産学官連携の推進

### 1.全体

#### (委員からの意見)

5年間で25兆円という科学技術投資を有効に生かすことが国民的な課題であり、知的財産の観点から成果が上がるように貢献していくために必要な議論をしていくべきではないか。(荒井委員)

知的財産の活用をこれからは重視していく必要がある。量から質への転換のためには、今まで以上に創造力が必要であり、早い段階から活用に関する施策を検討していく必要があるのではないか。(森下委員)

共同研究を行う体制とか、知的財産権を得る体制から、今後は成果を出す 研究を共同して進める体制作りに取り組むべきではないか。(竹岡委員)

大学や公的研究機関は、自らのミッションを限定して考えるのではなく、 民間企業の事業に結びつくような研究を踏み込んで行うべきではないか。 (竹岡委員) 大学は、いま一度、知の創造と普及という観点に立ち、知的財産の問題に どう取り組むかを考える必要があるのではないか。極端に言えば、知の 普及のために、特許権をとらずに学会等で早期に公開し、社会全体の技 術進歩を促進するという方策もあるのではないか。(澤井委員)

公的研究機関は、事業に育つ前の萌芽的段階で、一企業では負担しきれない投資を伴う技術開発を担えないか。これにより、企業、大学、公的研究機関の産学公連携により、産業の発展につながる技術開発が進められないか。(澤井委員)

大学が、知的財産の活用のみに目を向け、基礎研究の比重が軽くなることには危惧があり、大学の研究評価は「知財」だけとならない方法を考えるべきではないか。(秋元委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

大学等における知的財産管理体制は整備されつつあるが、今後は、権利取得だけでなく、それを社会に活用することに重点を置いた取り組みを進める。

### 2. 大学知的財産本部とTLO

### (委員からの意見)

知的創造サイクルをどのように回すかという観点から、今後の大学知的財産本部のあり方について議論をすべきではないか。(松重委員)

知的財産本部、TLOの自立化は非常に重要な問題であり、自立に向けてある程度の道筋を示す必要があるのではないか。(森下委員)

産学連携は重要だが、産側から見ると、学側にはTLOと大学知的財産本部があり、大学によってアプローチも異なるため、連携しにくく、一本化まではいかなくとも、外部から見てわかりやすくすることが必要ではないか。(野間口委員)

知的財産本部が整備されていない大学にとって、TLOの協力は不可欠であり、広域TLOとの連携を強化すべきではないか。(飯田委員)

共同研究をするだけでなく、事業に利用できる技術を生み出すような仕組みが必要であり、TLOのマーケッティング等の検討が重要なのではないか(竹岡委員)

大学は、組織的な視点で、コンプライアンスとリスクマネージメントをき ちんと行い、大学の特質に応じた組織設計の中で知的財産の問題を解決 していくことが大事ではないか。(澤井委員)

知的財産のマネージメントに関しての、ミクロなデータは不足しており、 今後はそれを集めて議論していくことが大切ではないか。(渡部委員)

共同研究、特に海外との共同研究を増やすためには、交渉能力や守秘義務、知的財産の取扱いなどの問題について、先行事例を作り、大学全体での知的財産の認識を深める必要があるのではないか。(松重委員)

産業界から見た大学、TLO評価は、企業の要求におもねいているがゆえに評価が高いという見方もでき、より適正な評価につながるよう、見直すべきではないか。(横山委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

大学知的財産本部とTLOとの関係には多様な形態があるが、両者の連携のあり方について適切な評価・分析等を進め、両者の連携や機能強化のための方策を推進する。

#### (参考)

- (1)大学知的財産本部とTLOの支援施策
  - ・大学知的財産本部整備事業: 43機関を選定して支援(平成15年度 から原則5年、平成17年度中間評価実施)(文部科学省)
  - ・スーパー産学官連携本部整備事業:大学知的財産本部整備事業実施機関から6大学を選定、大学知的財産本部を核として大学内のリソースを結集し、組織的に産学官連携を推進する体制を整備(文部科学省)
  - ・大学等技術移転促進事業:承認TLOの技術移転活動に必要な資金の 一部補助(承認から5年間補助。41機関の承認TLO、6機関の認 定TLO)(文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、総務 省)
  - ・広域TLOは、41機関の承認TLOのうち、24機関(経済産業省、 文部科学省)
  - ・大学等技術移転促進事業の中で、技術移転実績が特に優れたTLOを「スーパーTLO」として位置付け、7機関を選定。他のTLO等の人材育成が大きな目的の1つ。(経済産業省)
- (2)大学等において知的財産に係る契約や法務に関する問題への適切な対応を図るため、「イノベーション・ジャパン2005」(平成17年9月)における文部科学省・JSTフォーラム「大学知的財産本部成果還元祭」において、弁護士知財ネット、日本弁理士会支援センター及び知的財産仲裁センターの活動を紹介し、活用を促した。(文部科学省)
- (3)技術移転活動を支援・促進することを目的として、各大学や公的研究機関等においては、研究成果を、インターネットを通じて一般に公開している。(文部科学省)
- (4)経済産業省では、産学連携活動を活発に行っている企業(123社)から見た大学・知財本部・TLOの産学連携活動の評価(レイティング)を実施し、報告書「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」をまとめた(平成17年6月)。なお、この評価では、大学から見た企業の産学連携活動に対する評価も一部実施。

### 3.大学、TLOの特許減免措置

### (委員からの意見)

大学に対する特許関係費用の減免措置に関し、権利の移転や譲渡が生じた場合の減免基準を明確化すべきではないか。特にTLOや他大学等の研究者から大学への権利の移転の際に不利益が生じないよう手当てが必要ではないか。(本田委員)

現在の特許関係費用の減免制度では、他大学の研究者が含まれるが一大学 で出願する場合や、大学の研究者の権利を企業が出願した後に大学が引 きとった場合などに適用がなく、解釈拡大の検討が必要ではないか。(本 田委員)

#### (参考)

- (1)産業技術力強化法第16条(特許料等の特例)(抜粋)
  - 「特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第 一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべ き者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許 料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(中略)

二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、 <u>その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学</u>若しくは 高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人」

### 4.間接経費

#### (委員からの意見)

間接経費の比率は最近高すぎる傾向にあり、研究者としては、研究費を確保するための負担が大きい。知的財産部門の財務との関係もあるが、別の仕組みを考える必要があるのではないか。(森下委員)

大学では、間接経費の一部を知的財産に充てることは必ずしも簡単ではなく、それを促すために、科研費等における間接経費の使途のウォッチングが必要ではないか。(松重委員)

成果を出す共同研究を進めるためには、ポスドクなどの研究スタッフの費用負担を盛り込むべきであり、企業側に共同研究費の増額について理解を求めるべきではないか。(竹岡委員)

### (参考)

(1)競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを「競争的資金の間接的経費の執行に係る共通指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(2005年3月))において明確化した。

### 5. 大学発ベンチャー

### (委員からの意見)

大学がライセンス対価として株式を取得できるようになったが、大学が適正な対価を得るという観点や、大学発ベンチャーからみた適正な株式保有の観点を踏まえ、株式売却時の制限の一層の緩和が必要ではないか。 (森下委員)

### (参考)

(1)「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」(2005年3月)において、国立大学法人が知的財産権のライセンスの対価として株式を取得することが一定のルールの下で可能であることを明確化した。(文部科学省)

### (上記通知の抜粋)

#### 「(1)株式保有上の留意点

株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第<u>可能な限り速やかに売却すること</u>が求められること。

取得した株式が未公開株である場合は、株式公開後可能な限り速やかに売却する必要があること。

各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。」

(2)各大学がライセンス対価として株式を取得することを検討する過程で 生じた疑問点等やその対応事例を整理した調査結果を今年度中に示す 予定。(文部科学省)

### 6.利益相反

#### (委員からの意見)

利益相反のルールを促進し、普及するとともに透明性を高めるため、公的 資金による研究公募で、利益相反マネージメントに関する確認を求めて はどうか。(竹岡委員)

利益相反に関するルール整備は進められてきたが、医学分野における利益 相反の場合は配慮すべき事項も多く、更なるルール整備のための取組み を進めるべきではないか。(森下委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

利益相反に関するルールやマネジメントの更なる充実など、大学等における知的財産に関する必要な整備を促すとともに、研究者の知的財産に関する認識向上や、知的財産部門の強化に取り組む。

#### (参考)

- (1)各大学等の関係者が「利益相反」への認識と情報を共有するため、平成 16年8月に「利益相反マネジメントを考える会」を開催。大学における利益相反ポリシーの策定は進みつつあり、国立大学等では47大学において策定済み。(平成17年10月現在)(文部科学省)
- (2)「研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査」中間報告(第28回知的財産戦略専門調査会 資料3)

利益相反・責務相反ポリシー整備 28.9% 利益相反・責務相反規程や規則整備 15.8%

(大学、国立研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校を対象に調査)

(3)医学分野における利益相反に対応するため、「臨床研究の倫理と利益相反に関するワークショップ」を平成17年3月、平成18年2月の2回開催。「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」を公表。(文部科学省)

# 7. 共同研究と不実施補償等

### 7 - 1 . 特許法第73条関係

#### (委員からの意見)

不実施補償の問題は、最近では柔軟で迅速な対応が取れてきている。一律の 法的対応という考え方はとるべきではないのではないか。(三原委員)

共同研究契約は、技術の内容や実施権の範囲等、産業毎の特性に応じて決まるものであり、民間同士の契約にも余波を及ぼすような特許法への関与は、 大学の競争力強化の観点からもすべきではないのではないか。(秋元委員)

特許法73条によれば、企業側が防衛目的で特許発明を実施しない場合、大学側が他企業に実施権を与えることができず、研究資金の回収も困難になる。 法律改正は問題があるとしても、改善のための検討が必要ではないか。(飯田委員)

特許法73条によれば、通常実施の場合は共有者に対し実施料の支払いが不要となっていることもあり、共同研究の契約交渉に時間が費やされている。 法律の見直しや統一見解などで契約の柔軟化や迅速化を図るべきではないか。(横山委員)

#### (参考)

- (1)特許法第73条(共有に係る特許権)
  - 「1 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意 を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として 質権を設定することができない。
  - 2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
  - 3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を 得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他 人に通常実施権を許諾することができない。」
- (2)「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」(第13回知的財産 戦略本部会合 資料4)の抜粋
  - 「1.創造分野

(中略)

(3)知的財産を活用した産学官連携の取組を強化する

(中略)

共同研究・受託研究を円滑に推進する 共同研究や受託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が 図られるよう、共有に係る特許権の第三者へのライセンスに関 する現状と問題点を調査する。

(3)大学知的財産本部やTLOを会員とする大学技術移転協議会が主催となり、「産学連携ネットワーキング(UNITT)」を平成17年9月に開催し、その中で共有に係る特許権に関する問題を取り上げた。(文部科学省、経済産業省)

### 7 - 2 . 契約の迅速化、柔軟化

#### (委員からの意見)

不実施補償の問題は、大学、企業が硬直的という議論ではなく、国際競争力の観点からいかに優位に産学官連携を進めるかという視点で考えるべきではないか。(秋元委員)

共同研究の契約交渉はケースバイケースで柔軟化はしてきたが、かえって 長期化し、研究者が影響を受ける場合も増えている。契約についてパタ ーン化するなど、迅速化に取り組むべきではないか。(森下委員)

不実施補償については、大学側が柔軟になってきているが、企業側が硬直な場合もあり、さらに契約の柔軟化や迅速化を進めるべきではないか。(飯田委員)

不実施補償の問題は分野間で差異があり、一つの特許ではなく、特許群や標準との関係が重要な分野では、大学と企業の考えがかみ合っていない。共有特許の企業での実施状況の検証といった分野別の分析的アプローチが必要ではないか。(竹岡委員)

マッチングファンドの重点化にあたっては、知的創造サイクルがきちんと回るよう、特許の共有者の間で、不実施補償も含め、知的財産の問題が適正に担保されたものを対象にするなどの配慮が必要ではないか。(横山委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

共同研究や委託研究を円滑に推進するため、不実施補償などの問題について、産学間での認識共有をさらに進め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげる。

#### (参考)

(1)大学知的財産本部やTLOを会員とする大学技術移転協議会と日本知的財産協会との間で「産学連携を話合う会」をこれまでに2回開催し、問題意識を共有するとともに、解決に向けた知識やスキルの習得を図っている。その中で、不実施補償に関する問題についても取り扱われている。(文部科学省、経済産業省)

- (2)大学知的財産本部やTLOを会員とする大学技術移転協議会が主催となり、「産学連携ネットワーキング(UNITT)」を平成17年9月に開催し、その中で不実施補償に係る特許権に関する問題を取り上げた。 (文部科学省、経済産業省)
- (3) いわゆる「不実施補償」などの問題に適切に対応できるよう、大学等の契約・交渉担当者の契約実施能力の一層の向上を図るため、平成 17 年 1 月、「産学連携に係る契約担当実務者のためのセミナー」を開催した。(文部科学省)

### 8 . 共同研究における学生の位置付け

#### (委員からの意見)

共同研究における学生の立場は依然として大きな問題であり、発明者の権利や研究における義務関係の明確化が必要ではないか。また、学生に発明者の権利を確保させ、自立的な研究が開始できるよう体制等の整備が必要ではないか。(横山委員)

企業は、学生が研究チームにいれば安いという考えを改め、研究スタッフとしての学生の位置付けやコスト負担についての仕組みを明確化すべきではないか。( 稲蔭委員 )

産学連携の一層の推進のために、知的財産ポリシー等を学生を含めた学内の研究者に対して啓発を進めるとともに、学生の教育を受ける権利や研究者間の自由な交流を妨げることがないよう、各大学の取組みや諸外国の状況を踏まえた検討が必要ではないか。(井上委員)

#### (参考)

(1)大学知的財産本部や TLO を会員とする大学技術移転協議会が主催となり「産学連携ネットワーキング (UNITT)」を平成17年9月に開催し、 その中で学生の発明の取扱いに関する問題を取り上げた。(文部科学省)

#### . 優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進

## 1 .「件数」から内容重視へ

#### (委員からの意見)

大学を「数」、特に出願件数で評価することは、価値のない特許出願に多くの経費を費やすことになるだけであり、そうした評価は改めるべきではないか。(竹岡委員)

大学では、知財管理体制は整備され、特許の件数は増えてきたが、今後は、 数から質への転換が重要であり、知的創造サイクル形成という長期的な 視点での見直しが必要ではないか。(松重委員)

企業との共同出願ではない大学単独の出願の中には、基本的で、成果が10年15年後になるような基本特許が含まれており、ある程度の数を前提に、どうこれらをピックアップしていくかが重要ではないか。(松重委員)

研究では、ある程度の数の特許出願が必要であるが、件数だけでの評価は やめるべきであり、そのために技術の創造プロセスに関わる担当者が優 れた技術をきちんと管理するなど、内容重視をだれが実践するのかを考 えていくべきではないか。(澤井委員)

知的財産の価値評価は、単に権利化できる特許の評価ではなく、事業化に 貢献できる可能性の評価が重要であるが、この場合に「量から質」の質 をどうやって計るのか、知的財産の評価手法やそのための人材育成が必 要ではないか。(秋元委員)

大学やTLOでは、事業化やライセンスに結びつく発明を優先して特許出願する傾向が強く、将来的に基本特許となりうるような発明に対する対応が難しいので、国が知的財産戦略を立ててサポートする体制をとるべきではないか。(本田委員)

大学では権利取得から活用の段階に入り、量から質に移っていく。その際には、マネージメントで対応していかなくてはならず、効率性の観点が重要になるのではないか。(渡部委員)

特許に結びつかない大量の出願の背景には、企業における「数」による研究者の評価があり、その是正が必要ではないか。(竹岡委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

企業や大学等での特許の件数に偏った評価を是正するとともに、権利の活用を重視し、量から質への特許戦略の転換を進め、基本特許取得のための戦略的な取り組みを強化する。

### (参考)

(1)大学等からの出願件数:5,085件(2004年)(大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校からの出願を含む)(第27回知的財産戦略専門調査会での文部科学省提出資料(資料7))

#### 2.国際特許の重視

## (委員からの意見)

大学は、海外の企業との共同研究を増やすためにも、国際特許が重要であることを認識し、海外出願に積極的になるべきではないか。(稲蔭委員)

海外出願の支援制度があるが、出願から6ヶ月以内という、市場価値が見極められない段階での申請が求められており、より有効な制度整備が必要ではないか。(本田委員)

### (参考)

- (1)科学技術振興機構の技術移転支援センター事業において、大学、公的研究機関、TLOの研究成果について、海外特許出願関連経費を支援。
  - ・実績:695件(平成16年度) 1300件程度(平成17年度予定) (文部科学省)
- (2)TLOへの補助金において、海外特許出願関連経費の3分の2を支援。・実績:699件(平成16年度) (経済産業省)
- (3)海外の出願支援制度について、出願から6ヶ月を過ぎた場合であって も、ライセンシーを見つけた場合は柔軟に対応できる旨を平成18年度 の募集要項に明記する予定。(文部科学省)

### 3.国際標準化活動

### (委員からの意見)

国際標準につながる知的財産を生み出し、それを標準化していく活動は重要であり、情報通信分野などで、産学が連携し、国際標準化に取り組むべきではないか。(野間口委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

わが国発の技術が国際標準として採用されるよう、産学官が協力し、研究 開発、知的財産戦略、標準化戦略を一体的に推進する。

#### (参考)

- (1)「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」(第13回知的財産 本部会合 資料4)の抜粋
  - 「2.標準化活動を強化する (中略)
    - (2)標準化活動に関する取組の適切な評価を促す

国際標準化活動に貢献した個人及び事業者に対する表彰制度を 充実させる。企業においては、国際標準化活動に貢献した従業員が 適切に評価され処遇されるよう奨励する。

また、大学において、各大学の特性及び教員の専門分野に応じ、 教員の標準化活動への貢献に配慮する等、教員が標準化活動に積極 的に貢献できる環境の整備を促す。」

### 4.特許情報等の活用

#### 4 - 1 . 特許情報の整備

#### (委員からの意見)

知的財産の紛争を未然に防止するため、大学の特許調査能力の向上や支援 を進めるべきではないか。また、紛争が現実に起きてしまった後の対応 のため、弁護士、弁理士との相談等の支援や整備を進めるべきではない か。(本田委員)

質の高い知的財産を生み出すためには、研究者一人一人が特許情報を活用できるインフラが重要であり、特許電子図書館と商業データベースとの 棲み分けを高い次元で国策的に収拾し、使い勝手を改善していくべきで はないか(横山委員)

特許情報のデータベースは、グローバルな視点で、せめて欧米の検索ができ、中国まで視野に入れた整備に力を入れるべきではないか。(野間口委員)

バイオ関係では、商用データベースは主に二次情報であり、一次情報としてのデータベースの統合化とその維持は国として取り組むべきではないか。(平田委員)

大学研究者のニーズが高まっており、国の方針として、特許電子図書館を 公共財として無料で使いやすくしていくべきではないか。( 荒井委員 )

研究者が情報検索を早くきちんとできるよう、特許情報や科学技術情報等の検索ツールやデータベースの整備を進めるべきではないか。(平田委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

優れた知的財産の創出や紛争の予防のために、主要国の特許情報や科学技術情報が十分に活用されるよう、より効率的で安価な検索ツールやデータベースの整備を進める。

#### (参考)

(1)特許電子図書館(IPDL)とは、インターネットを通じて、誰もがいってもどこからでも無料で利用できる検索サービス。明治以来特許庁が発行してきた特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類に加え、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報等、5,400

万件を超える特許情報を公開している。(経済産業省)

### 4 - 2 . 特許マップ等

#### (委員からの意見)

研究開発を効率的、戦略的に進めるため、研究テーマの選定や研究活動において、特許データベース、パテントマップを有効に活用すべきではないか。(荒井委員)

大学が、特許を戦略的に絞り込むために、特許庁などで、共通の特許マップを作成することはできないか。(松重委員)

今後は知的財産のマネージメントが重要であり、そのためには、データベースの活用が必要。学生が知的財産マッピングを体験できるような安くて使いやすいソフトを、公共財的な視点で開発するべきではないか。(原山議員)

### (参考)

#### (1)特許出願技術動向調査

企業や研究機関における技術開発・研究開発活動、効果的な特許戦略の構築にあたって参考となる情報として、特許情報を活用した「技術動向の分析と発信」を行っている。本調査は重点4分野を含む8分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア)を中心にテーマ選定。(経済産業省)

### 4-3.特許情報と学術情報のリンケージ

#### (委員からの意見)

研究者が自分の研究の位置づけや新規性、進歩性を把握するため、インフラの整備は重要であり、特許情報と学術情報がリンクしてワンストップで検索できるようにするべきではないか。(平田委員)

特許情報や学術・技術情報を有機的に提供することが重要であるが、それらのデータベースの間のリンケージは不十分であり、国としてしっかりと投資すべきではないか。(横山委員)

学術情報と特許情報とのリンケージは、現在開発されたものは値段が高く、 研究者にとって大事な公共財という観点で、使いやすくすることを考え ていくべきではないか。(荒井委員)

国際的な情報データベースとのリンケージについても、日本の大学の研究者のアクセスをしやすくする観点で、方針をだすべきではないか。(荒井委員)

#### (参考)

(1)特許情報を提供する民間事業者が、JSTの協力を得て、特許情報と JSTの文献情報との統合検索システムを開発、検索サービスを開始。

# 5. 先端技術等への対応

### 5 - 1 . 研究における特許使用円滑化

#### (委員からの意見)

これまでは、単に出願や特許取得件数を評価する考え方や、逆に他者特許の使用に無配慮といった状況があったが、今後は、大学研究者に対し、特許の適正な「活用」や「円滑使用」の考え方を周知していく必要があるのではないか。(本田委員)

政府資金に基づく特許を大学間で自由に使い合うルール作りは必要だが、 企業の保有特許を大学が自由に使えることについては、企業の反対が多 い点に留意が必要ではないか。(三原委員)

知的財産のマネージメントの問題に取り組む場合には、単にガイドラインを作るというのではなく、それをコミュニティーの中に広めることに重点を置いた設計が必要ではないか。(渡部委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

大学等における自由な研究環境を確保するため、大学等の研究において他 者の特許を円滑に使用するためのルールを整備し、その普及を図る。

#### (参考)

(1)総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会において、平成17年1月に、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」を設置。同プロジェクトチームで、5回にわたりガイドラインを検討した。平成18年1月からは、実務的な検討のため、同プロジェクトチームの下で「研究における特許使用円滑化検討WG」を開催し、ガイドラインの詳細を検討中。

### 5 - 2 . <u>ライフサイエンス分野</u>

#### (委員からの意見)

ライフサイエンス分野における産学連携や共同研究を促進するため、リサーチツール特許の使用の円滑化について早急に検討を進めるべきではないか。(秋元委員)

ライフサイエンス分野のリサーチツール、医療特許の問題への取組みを推進すべきではないか。(平田委員)

ライフサイエンス分野では、大学が上流の特許を持つ場合が多いが、製品化までの道のりが長く、TLOでもITなどの分野とは別の取り扱いが必要であり、分野に応じた掘り起こしが必要ではないか。(黒川議員)

ライフサイエンス分野では、技術移転や特許の紛争など、分野特有の問題が生じてきており、こうした分野毎の特異な問題に取り組むべき時期に来ているのではないか。

### (森下委員)

ライフサイエンスの特許は、出費の割に儲からないが将来に大きな収益の可能性があるという特殊性があり、海外出願が必要、専門人材がいない、ライセンス対価がわからないなど、TLOや大学知財本部にとっても取り扱いに困る問題であり、踏み込んだ検討をすべき時期に来ているのではないか。(森下委員)

先端医療技術の特許保護のあり方についても、今後とも議論を進めるべき ではないか。(秋元委員)

同じ特許制度でも、技術分野によって働き方が異なるため、今後どのように整理、まとめていくかが課題ではないか。(渡部委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化や先端医療技術の特許保護のあり方など、先端技術分野が抱える知的財産の 諸問題について検討を行い、必要な措置を講ずる。

### (参考)

- (1)「知的財産戦略について」(総合科学技術会議 2005年5月)(抜粋)
- 「1.大学等における知的財産権の積極的活用 (中略)
- (1)研究における特許発明の使用を円滑化する (中略)

)上記 )の国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインの作成に関する検討に併せて、特に汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツールに係る特許に関して、特許発明の原資が国費であるかどうかにかかわらず、研究におけるライセンス等取扱いに係る諸問題についても幅広い観点から検討する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)」

### 5 - 3 . コンテンツと科学技術との融合分野への取組

### (委員からの意見)

コンテンツに関する技術開発、人材育成、産学連携の促進がまだ手薄であり、デザインやコンテンツの重要性を踏まえ、クリエイティブなリソースとテクノロジーとの融合系にも目を向けるべきではないか。(稲蔭委員)

科学技術とデザインやコンテンツ等、自然科学と社会、文化といった融合分野において、創造を担う人材が連携し、知的創造活動を促進していくことが必要ではないか。(稲蔭委員)

(「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」の今後の主要課題)

科学技術とデザインやコンテンツ等、自然科学と社会、文化の融合分野に おける知的財産の創造や活用を促進する。

#### (参考)

(1)総合科学技術会議 諮問第5号「科学技術に関する基本政策について」 に対する答申(抜粋)

「第3章 科学技術システム改革

- 1.人材の育成、確保、活用の促進
- (3)社会のニーズに応える人材の育成

(中略)

知の活用や社会還元を担う多様な人材の養成

(中略)

(新たなニーズに対応した人材養成)

ソフトウェア・セキュリティ技術等の情報通信分野、新興・再 興感染症・テロリズム対策等の社会の安全に資する科学技術分野、 デジタルコンテンツの創造等の自然科学と人文・社会科学との融 合分野など社会のニーズが顕在化している分野や、バイオインフ ォマティクス、ナノテクノロジーなど急速に発展している分野に おいて、機動的な人材の養成・確保を推進する。」